

町民憲章

<全文>

わたしたちは、美しい洞爺湖、みのり多き大地、さち豊かな内浦湾にいだかれた洞爺湖町の町民です。

<本文>

- 豊かな自然と郷土を愛し 美しいまちをつくります
- 人々が輝き交流と文化が香る生涯学習のまちをつくります
- 健やかな心と体を育て 生きがいのあるまちをつくります
- 人権を大切にし 安全で平和なまちをつくります



町民憲章の制定と町の「花」・「木」の指定については、次のとおり7月1日告示しました。

町民憲章 町の「花」と「木」 決定!

町の木



ななかまど



さくら

町の花



つつじ



すみれ

住宅のバリアフリー改修工事に 固定資産税の減額措置

地方税法の改正により、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定の条件を満たすバリアフリー改修工

事が行われた住宅について、その住宅の翌年度分の固定資産税に限り、3分の1が減額されます。ただし、その住宅の100㎡相当分までが減額の対象となります。

対象家屋・ 居住者の要件

- ・平成19年1月1日以前に建築された住宅（居住部分が2分の1以上）で、次のいずれかに該当する方が居住している住宅。ただし、賃貸住宅は除きます。
- ・65歳以上の方（工事完了の年に65歳になる方を含みます）
- ・要介護認定または要支援認定を受けている方
- ・障害者の方

対象工事・ 工事費の要件

次に該当する工事のうち、その費用が30万円以上のもの。（ただし、補助金などで充てる部分を除く自己負担分に限りません。）

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配の緩和

申請方法

- ・浴室の改良（広くする、浴槽の出入を容易化するなど）
 - ・便所の改良（広くする、洋式にする、便座位置を高くするなど）
 - ・手すりの取付け
 - ・床の段差の解消（段差をなくす、スロープを取り付けるなど）
 - ・出入口の戸の改良（引戸、折戸への取替えなど）
 - ・床表面の滑り止め化（滑りにくいものへの取替えなど）
- バリアフリー改修工事の完了後3カ月以内に、領収書・工事明細書や写真などの関係書類を申告書に添付して申請してください。

詳しい内容につきましては、
税務財政課課税係（☎74-3003）まで問合わせください。

